

杉並区附属機関等の設置及び運営 に関する基準

〔平成 15 年 4 月 18 日〕
杉 政 企 発 第 7 号

(目的)

第 1 条 この基準は、杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号）の趣旨をふまえて、区民の区政への参画を促進し、附属機関等の活性化及び公正で透明な運営を実現するため、附属機関等の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、「附属機関」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置されたものをいい、「懇談会等」とは、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、要綱等により設置されたものをいう。

2 この基準において、「附属機関等」とは、前項に規定する附属機関及び懇談会等をいう。

(附属機関等の設置の原則)

第 3 条 附属機関等は、行政の簡素化、効率化及び行政責任の明確化の見地から真に必要な場合に限り設置するものとする。

(附属機関の設置)

第 4 条 附属機関の設置は、法律、政令又は東京都条例（以下「法令等」という。）により設置が義務付けられている場合を除き、その必要性を十分に検討し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 設置目的及び審議事項は、他の附属機関と重複しないようにする。

(2) 弾力的かつ機能的な運営を図るため、適宜、部会・分科会等を設置する。

(懇談会等の設置)

第 5 条 懇談会等の設置は、その必要性を十分に検討し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 設置目的及び協議事項は、他の懇談会等と重複しないようにする。

(2) 設置根拠となる要綱等には、原則として設置期間又は廃止時期を規定する。

(委員等の選任)

第 6 条 附属機関等の委員又は構成員（以下「委員等」という。）は、法令等の定めのあるものを除き、次に掲げる基準により選任するものとする。

(1) 区議会議員を附属機関等の委員等に委嘱する場合は、附属機関等の委員に区議会議員を委嘱する場合の基準（昭和 57 年 9 月 1 日杉総総発第 1050 号）に基づき、その必要性や人数等について十分検討する。

(2) 職員は、原則として委員としない。

(3) 委員等の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、原則として 20

人以内とする。

- (4) 委員等の他の附属機関等との兼任は、法令等及び審議内容等からやむを得ないものに限る。
- (5) 委員等は、原則として連続3任期を超えて在任しないものとする。
- (6) 委員等の年齢構成は、各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮する。
- (7) 団体の推薦により委員等を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、附属機関等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。
- (8) 公募の委員等の活用は、区民の幅広い参加を保障する観点から、附属機関等の目的・性格に応じて積極的に行う。また、適任者を選任するため公募方法を工夫する。
- (9) 委員等の男女比率は、男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画の趣旨を踏まえ、均衡の取れた選任に努める。

(謝礼)

第7条 懇談会等の委員等の謝礼は、交通費相当を支給する。ただし、次に掲げる委員等に対しては、別に謝礼の額を定めることができる。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) その他特別の事情を有する者

(附属機関等の運営)

第8条 附属機関等の運営は、原則として次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 活発な議論を行うため開催回数及び開催日時等に工夫して、より効率的で効果的な運営を図るように努める。
- (2) 議事録等は、附属機関等の会議記録の作成要領(昭和62年1月28日杉企情発第45号)により作成し、広報紙及びインターネット等を利用して、会議の状況を随時区民に周知し情報の提供に努める。
- (3) 区政モニター、インターネットモニター制度及び電子掲示板の活用並びに区民アンケートの実施及び広報紙等の活用により、広く区民の意見反映に努める。
- (4) 会議を開催する場合は、会議の公開に係る基本方針(昭和62年1月28日杉企情発第44号)に基づき、開催日程、開催場所及び公開の可否等を必要に応じて事前に区民に周知するなど、多くの区民の傍聴を得る工夫に努める。

(附属機関等の見直し)

第9条 附属機関等で次の各号の一に該当するものは、廃止又は統合するものとする。

- (1) 既に目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢や区民ニーズの変化等により著しくその役割が低下してきているもの
- (3) 他の行政手法により代替可能なもの
- (4) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (5) その他行政の簡素化・効率化の見地から統合が望ましいもの

(協議)

第10条 所管部長は、新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機

関等を廃止若しくは統合する場合は、政策経営部長に協議するものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 5 月 1 日から施行し、この基準に基づく運営の準備が整った附属機関等から適用する。